

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年6月6日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 福島 邦彦

(公印省略)

1 業務概要

(1) 業務の名称 北海道防衛局管内(7)施設総合設計(その3)

(2) 履行場所 北海道札幌市

(3) 業務内容

【丘珠駐屯地】

・新管制塔整備に伴う基本検討

(4) 履行期間 契約日の翌日から令和8年7月31日まで

(5) 本業務は、競争参加資格(本業務においては、技術提案書の提出者に要求される資格を指す。以下同じ。)確認申請を行った競争参加者のうち、競争参加資格を有すると認められた複数の者を選抜し、技術提案書の提出者として選定し、技術提案書の提出要請を行う。その後、提出された技術提案書の内容についてヒアリング等を踏まえて評価し、最上位1者の技術提案書を技術的に最適なものとして特定するものである。

なお、特定者が辞退した場合は、次順位の者と同様の手続を行い、以降見積合わせに応じる者が特定されるまで次順位以降の者と同様の手続を行う。詳細は公募型プロポーザル方式に関する説明書(以下、「説明書」という。)による。

(6) 業務の概算金額

本業務の概算金額は、約1,100万円(税込)を想定している。

(7) その他

ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、発注者の承諾を得て、紙見積合わせ方式(電子入札システムを利用しない手続をいう。以下同じ。)に代えることができるものとする。

なお、紙見積合わせ方式の申請に関しては、参加表明書(本業務においては、「競争参加資格確認申請書」又は「申請書」と読みかえるものとする。以下同じ。)(様式第1-4)に理由を記載し、提出するものとする。

イ 本業務は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者の承諾を得て、紙契約方式に代えることができるものとする。

(8) 本業務の手續に係る日程については、別冊の「手續日程表」に記載しているため、参考とされたい。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務で「建築」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手續開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手續開始の申立てがなされている者については、手續開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務で「建築」「Aランク」であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手續開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手續開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。
- (7) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した業務又は防衛省発注の設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の 5 職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として受注した業務のうち、平成 27 年 4 月 1 日から公示日まで完了・引渡し完了した国内における業務の実績を有すること。

・同種業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の管制塔の新設に伴う基本検討、基本設計業務又は実施設計業務のいずれか

・類似業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の飛行場施設の新設に伴う基本検討、基本設計業務又は実施設計業務のいずれか

業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

- (8) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同

視しうる関係がないこと。詳細は説明書による。

(9) 北海道防衛局から受注した業務のうち、令和5年度及び令和6年度に完了・引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

(10) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次のアからエまでに示す条件をすべて満たす者であること。

ア 次の資格を有する者であること。

一級建築士の資格を有する者であること。

イ 次に示す同種又は類似業務について、元請け又は総合発注業務（防衛省発注以外のものも含む）の再委託として受注した業務のうち、平成27年4月1日から公示日までに完了・引渡し完了した業務の経験を有すること。

・同種業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の管制塔の新設建築設計業務

・類似業務：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の飛行場施設の新設建築設計業務

業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

ウ 公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く。）かつ20件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む。）であること。

また、令和7年9月30日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

なお、公示日現在の手持ち業務に北海道防衛局と契約した業務で調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が2.5億円未満（防衛省発注機関が発注した業務は除く。）かつ5件未満（防衛省発注機関が発注した業務を含む。）である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

エ 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複

数の構成員が実施することとしている場合

(13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は競争参加を認めない。

3 技術提案書の提出者の選抜・選定及び技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出者を選抜・選定するための基準

競争参加者から提出された申請書及び技術資料をもとに、上記2に掲げる競争参加資格を有する者について、次の各項目の評価基準により評価を行い、複数者を選抜した上で、技術提案書の提出者として選定する。

ア 企業の実績及び能力

イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ その他（ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定の有無等）

(2) 提出された技術提案書の特定

上記(1)により選定された者の技術提案書について、次の各項目の評価基準により評価を行い、最上位1者の技術提案書を技術的に最適なものとして特定する。

ア その他（ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定の有無等）

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

ウ 特定テーマに対する技術提案

なお、技術提案書について、配置予定管理技術者に対してヒアリングを行う。詳細は説明書による。

4 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

5 手続等

(1) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間：令和7年6月6日から令和7年8月19日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法：全て、電子データで交付を行う。

文書類：PDF（PDF1.7等）

図書類：PDF（PDF1.7等）

申請書類：Word（2007以降）、Excel（2007以降）
又は一太郎（Gov 7等）

エ 使用条件：ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、上記4へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限：令和7年6月27日 正午

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メール（添付するファイルはPDF形式のみとし、その他の形式は認めない。）とする。

(3) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

上記3(1)で技術提案書の提出者として選定された者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限：令和7年8月19日 正午

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせによる場合は、上記4に持参、郵送等又は電子メール（添付するファイルはPDF形式のみとし、その他の形式は認めない。）とする。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする。
- (3) 技術提案書の無効
申請書、技術資料又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。
- (4) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4に同じ。
- (6) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていない者も、上記5(2)により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、競争に参加するためには、特定通知日において、上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (7) 詳細は説明書による。